

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 4
- 北九州市空家等の適切な管理等に関する条例の一部を改正する条例【建築都市局都市再生推進部空き家活用推進課】 5

◇ 規 則

- 北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 6
- 北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務局総務部法制課】 7
- 北九州市予算規則の一部を改正する規則【財政局財務部財政課】 8

◇ 告 示

- 徴収事務の委託【保健福祉局人権推進センター同和対策課】 9

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、執行機関内で連携を行うことができる事務を追加する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和6年3月18日から施行することにしました。

◇北九州市空家等の適切な管理等に関する条例の一部を改正する条例

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 管理不全空家等の所有者等に対する勧告を行おうとするときは、あらかじめ、北九州市特定空家等対策審査会に諮問することにしました。
- 2 1の勧告を行ったときは、当該勧告の内容その他市長が必要と認める事項を記載した標識を当該管理不全空家等に設置することにしました。
- 3 空家等の所有者等の責務に、市が実施する空家等に関する施策への協力を追加することにしました。

この条例は、令和6年3月18日から施行することにしました。

◇北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正に伴い、執行機関内で連携を行うことができる事務を追加する等のため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和6年3月18日から施行することにしました。

◇北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、規則において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市予算規則の一部を改正する規則

北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正により、会計年度任用職員に
勤勉手当が支給されることに伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月18日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第3号

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

北九州市個人番号の利用に関する条例（平成27年北九州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項本文中「別表第2の第2欄に掲げる事務」を「第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「同号に規定する利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第2の11の項事務の欄中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税」に改め、同表の23の項事務の欄中「よる」の次に「相談、支援、」を加え、「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定は規則で定める日から、別表第2の23の項の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

北九州市空家等の適切な管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月18日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第4号

北九州市空家等の適切な管理等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市空家等の適切な管理等に関する条例（平成28年北九州市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「ものとする」を「とともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第4条中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第6条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第9条の見出し中「特定空家等」を「管理不全空家等及び特定空家等」に改め、同条中「第14条第2項」を「第13条第2項若しくは第22条第2項」に改める。

第10条の見出し中「特定空家等」を「管理不全空家等及び特定空家等」に改め、同条前段中「市長は、」の次に「管理不全空家等について法第13条第2項の規定による勧告又は」を加え、「第14条第2項」を「第22条第2項」に、「当該特定空家等」を「当該管理不全空家等又は特定空家等」に改め、同条後段中「特定空家等」を「管理不全空家等又は特定空家等」に改める。

第11条第2項中「第14条」を「第13条に規定する管理不全空家等の所有者等に対する措置及び法第22条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月18日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第5号

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年北九州市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「認定」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第11条第2号の規定による森林環境税の免除」を加える。

第23条第6号中「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に、「同条第2項第2号から第5号」を「同項第2号から第5号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第23条第6号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 6 号

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市保健所長事務委任規則（平成 3 年北九州市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 項第 1 3 号中「第 4 4 条の 3 の 2 第 6 項」を「第 4 4 条の 3 の 5 第 6 項」に、「第 5 0 条の 3 第 6 項」を「第 5 0 条の 6 第 6 項」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 7 号

北九州市予算規則の一部を改正する規則

北九州市予算規則（昭和 4 0 年北九州市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の 3 の項中 「期末手当（会計年度任用職員）
期末勤勉手当（一般職）」 を 「期末勤勉手当（一般職）
期末勤勉手当（会計年度任用職員）」 に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 89 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立北方地域交流センターの多目的ホールにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 3 月 18 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北方体育交流センター 運営委員会 代表 森谷一久	北九州市小倉南区北方 三丁目 40 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで